

遠隔授業において単位認定を行うための要件の緩和

政策提言先 文部科学省

政策提言の要旨

高知県では、地域間における教育機会の格差の解消を図り、すべての生徒の進路希望を実現するため、遠隔授業配信センター（以下、「配信センター」という）を設置し、小規模高校では対応困難な科目について遠隔授業を配信しています。

今後、遠隔授業をさらに推進していくためには、受信側教員の配置及び対面授業の必要時間数に係るさらなる要件緩和が必要であると考えます。

【政策提言の具体的内容】

- 1 遠隔授業における受信側教員の配置については、校長の管理監督のもと学習支援員などでも対応可能となるよう要件を緩和すること
- 2 対面授業については、指導上必要な場合において実施するよう要件を緩和すること

【政策提言の理由】

- 高知県では、令和元年度に中山間地域の小規模高校全10校に遠隔教育システムを導入し、各校の生徒のニーズに応じた進学補習講座や資格試験講座等を教育センターから配信する取組をスタートさせました。令和2年度からは、単位認定を伴う遠隔授業も実施しています。

〔 <遠隔授業・補習受講生徒の国公立大学合格実績> 〕
R3:73.3% (11/15人) R2:68.8% (11/16人)

- このほか、英語検定、危険物取扱者資格試験や公務員試験対策向けの補習等を延べ66人（R3）が受講しています。
- 令和4年度からは、遠隔授業の対象校を現行の11校から14校に拡大しますが、一方で、受信側教員の配置及び対面授業の必要時間数に係る要件が課題となっています。
- 遠隔授業における受信側教員の配置については、平成27年4月24日付け27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知に基づき、受信側に「遠隔授業支援教員」として教員免許を持つ自校教員を配置し、その用務について次のとおり明文化しています。

<遠隔授業支援教員の用務について>

受信校において、生徒とともに遠隔教育システム設置教室に入り、授業を支援する。授業の出欠確認、授業中の安全管理及び災害緊急時の対応、関心・意欲・態度の学習評価（教科の専門的な内容を除く）、プリントの配付、機器の起動・接続・終了、通信不良時の再起動等、遠隔授業実施中の授業及び生徒に係る事項と、遠隔教育システム機器等の管理

- このうち、「関心・意欲・態度等の学習評価」については、本県のこれまでの取組実績から、配信側の教員で十分に把握できており、また、その他の用務については教員が直接担う必要性は乏しいものと考えています。

- さらに、本県の遠隔授業実施校は主に中山間地域の小規模高校であるため、教員数は少なく、実習助手の配置がなかったり、事務職員も1名程度といった学校が多く、教職員だけでは遠隔授業の支援を担うことが難しい状況です。
- また、対面授業の時間数については、令和3年2月26日付け2文科第1818号文部科学省初等中等教育局長通知により、「各教科・科目等や単位数にかかわらず、年間2単位時間（50分1単位時間）以上を確保し、各高等学校等において適切に時間数を定めること」とされています。
- 本県の遠隔教育システムは、配信センターと受信校に大型電子黒板、モニターが配置されており、これらを活用することで通常に近い形態で同時双方向の授業を実施することが可能であり、双方向のコミュニケーションなども対面授業と同程度の質が担保されています。
- 本県は東西に長く、かつ中山間地域の高校を対象としているため、受信校の6割で往復の移動時間が4時間以上かかることから、対面授業実施日は他校への授業配信ができない状況となります。
- こうしたことから、受信側教員の配置については、校長の管理監督のもと学習支援員などでも対応が可能となるよう、また、対面授業については、指導上必要な場合において実施するよう、要件の緩和を提言します。

【高知県担当課】教育委員会事務局 教育政策課（教育センター）、高等学校課